

第8回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和4年12月2日提出

I 件数 33件

【内訳】 議案 32件（条例12件、補正予算関係8件、その他12件）
報告 1件（専決処分の報告）

II 議案の要旨

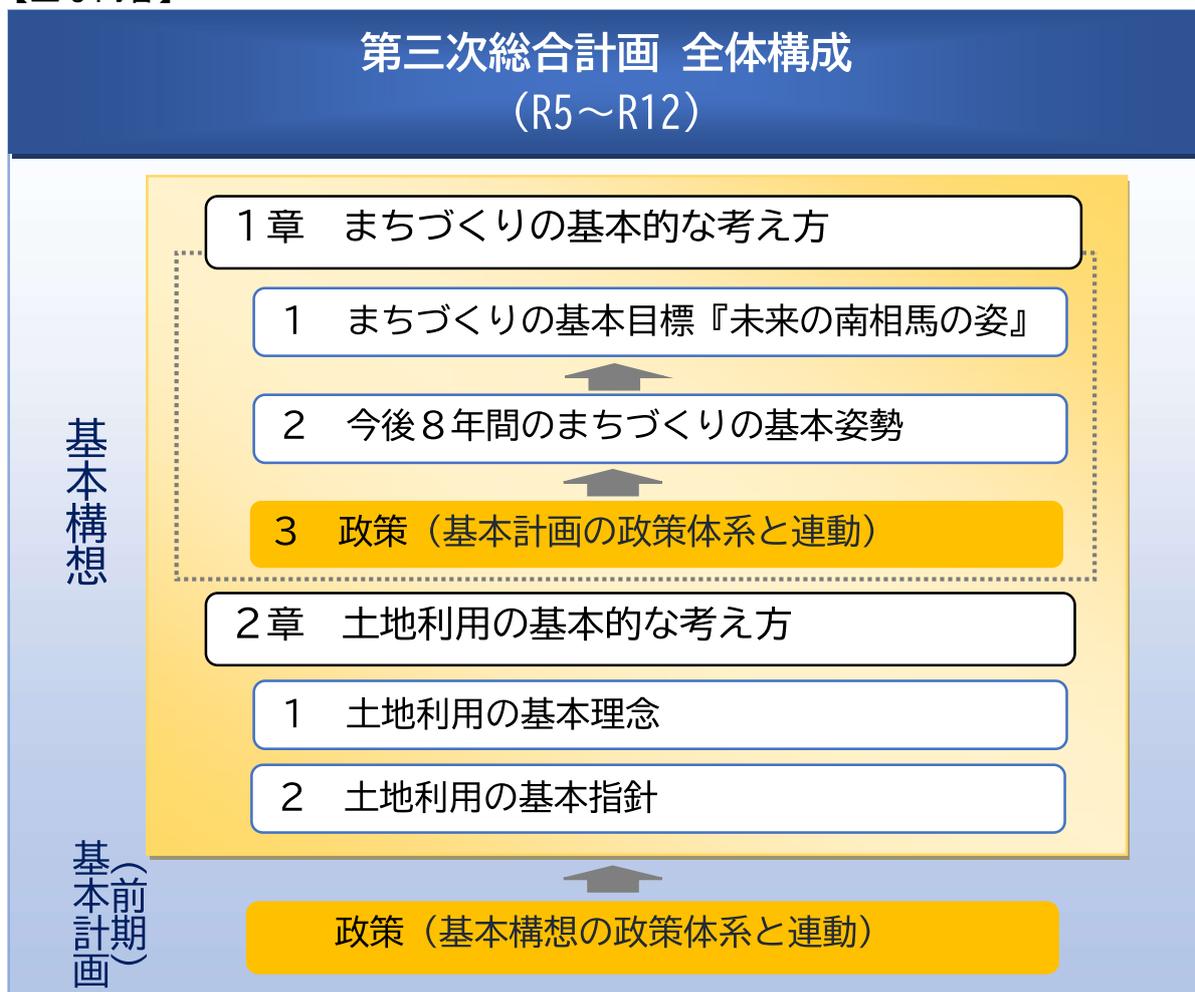
《基本構想関係》

議案第107号 南相馬市基本構想を定めることについて

【趣旨】

南相馬市基本構想を新たに定めることについて、南相馬市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】



1章 まちづくりの基本的な考え方のポイント

【1 まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』】

- ・ 今後も予測できない事案が発生することを想定し、より長期的な視点で捉えた『未来の南相馬の姿』として設定
- ・ 第二次総合計画後期基本計画の政策目標を継承

【2 今後8年間のまちづくりの基本姿勢】

- ・ 今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指す
- ・ この目標達成に向け、市民、事業者・まちづくり団体、行政が一体となって、協働によるまちづくりを進めるため、3つの「まちづくりの基本姿勢」を設定

【3 政策】

- ・ 「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsなどの視点を踏まえ取り組んでいく
- ・ 7つの「政策の柱」を体系化。基本計画においても同様に7つの「政策の柱」をベースに施策を展開
- ・ 第二次総合計画後期基本計画の政策（5つの「政策の柱」）を継承しつつ、時代に合った市民にとってより分かりやすく、シンプルな体系とし、「原子力災害復興」を新たに柱立て

1章 まちづくりの基本的な考え方

1 まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

100年先の南相馬市～「市民が家族や友人に囲まれながら、安心して暮らすまち」～これが未来の南相馬市を想像した姿です。

私たちの子孫がこの地域で幸せに暮らし、我々が引き継いできた伝統が100年後も引き継がれ、更に魅力が増している未来を想像しています。

南相馬市は、長期的な視点をもって、このような未来を想像しながら、みんなで力を合わせ、まちづくりに取り組んでいきます。

2 今後8年間のまちづくりの基本姿勢

本市は、「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指します。

この目標達成に向け、市民、事業者・まちづくり団体、行政が一体となって、協働によるまちづくりを進めるため、次のとおり3つの「まちづくりの基本姿勢」を掲げます。

つなぐ ・ よりそう ・ いどむ

3 政策

(1) 政策の柱

「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsなどの視点を踏まえ、次のとおり7つの「政策の柱」を掲げ、取り組んでいきます。

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

(2) 各政策の柱と長期的な計画や取組との関係

各政策の柱と国の「第2期復興・創生期間」や県の総合計画を意識しながら、特にSDGsについては、基本計画の中で、進捗管理を行います。

(3) 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

(4) 各政策の柱の説明

7つの「政策の柱」の説明については、次のとおりとします。

政策の柱1 教育・学び

教育水準の向上などにより、こどもの未来を切り拓く力を高めるとともに、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。

政策の柱2 こども・子育て

すべてのこどもの権利と暮らしを守り、こどもが笑顔で暮らせるまちを目指すとともに、少子化対策などに取り組み、安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまちを目指します。

政策の柱3 健康・医療・福祉

市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備や連携の強化などにより、誰もが安心して健康で暮らせるまちを目指します。

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

地元企業の発展を支えるとともに、新たなチャレンジを応援するまちとして、本市の魅力ある地域資源を生かし、訪れたい・住みたいまちを目指します。

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

道路網・上下水道や住環境の整備、公共交通の確保、ごみの減量化など住みやすいまち、脱炭素社会の実現や交通安全・防犯の推進など、環境に配慮し、快適なまち、想定を超える災害に対し、しなやかで強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちを目指します。

政策の柱6 地域活動・行財政

市民一人ひとりが成長・活躍できるよう支援します。また、突発的な事象や不測の事態に対し、機動的に対応します。さらに、健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します。

政策の柱7 原子力災害復興

国・県等とも十分に連携を図りながら、福島イノベーション・コースト構想を推進します。また、今後、更なる少子化対策、移住定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材を確保します。さらに、風評払拭に向けた取組を推進するとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めるよう、国、事業者に求めていくなど、原子力災害からの復興・再生を目指します。

《条例関係》

議案第 108 号

南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例制定
について

【趣旨】

東日本大震災後、大幅に居住世帯が増加している雲雀ヶ原二行政区から分割したいと申し出があり、新たに行政嘱託員を配置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 経過等

雲雀ヶ原二行政区は、東日本大震災後、大幅に居住世帯が増加している。

地域住民で行政区再編の検討を行い、令和3年12月に臨時総会を開催した結果、令和5年4月から雲雀ヶ原二行政区を市道大木戸陣ヶ崎2号線で東と西に分割、名称を雲雀ヶ原二東と雲雀ヶ原二西にすることとしたいとの申し出がなされたことから、南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正するもの。

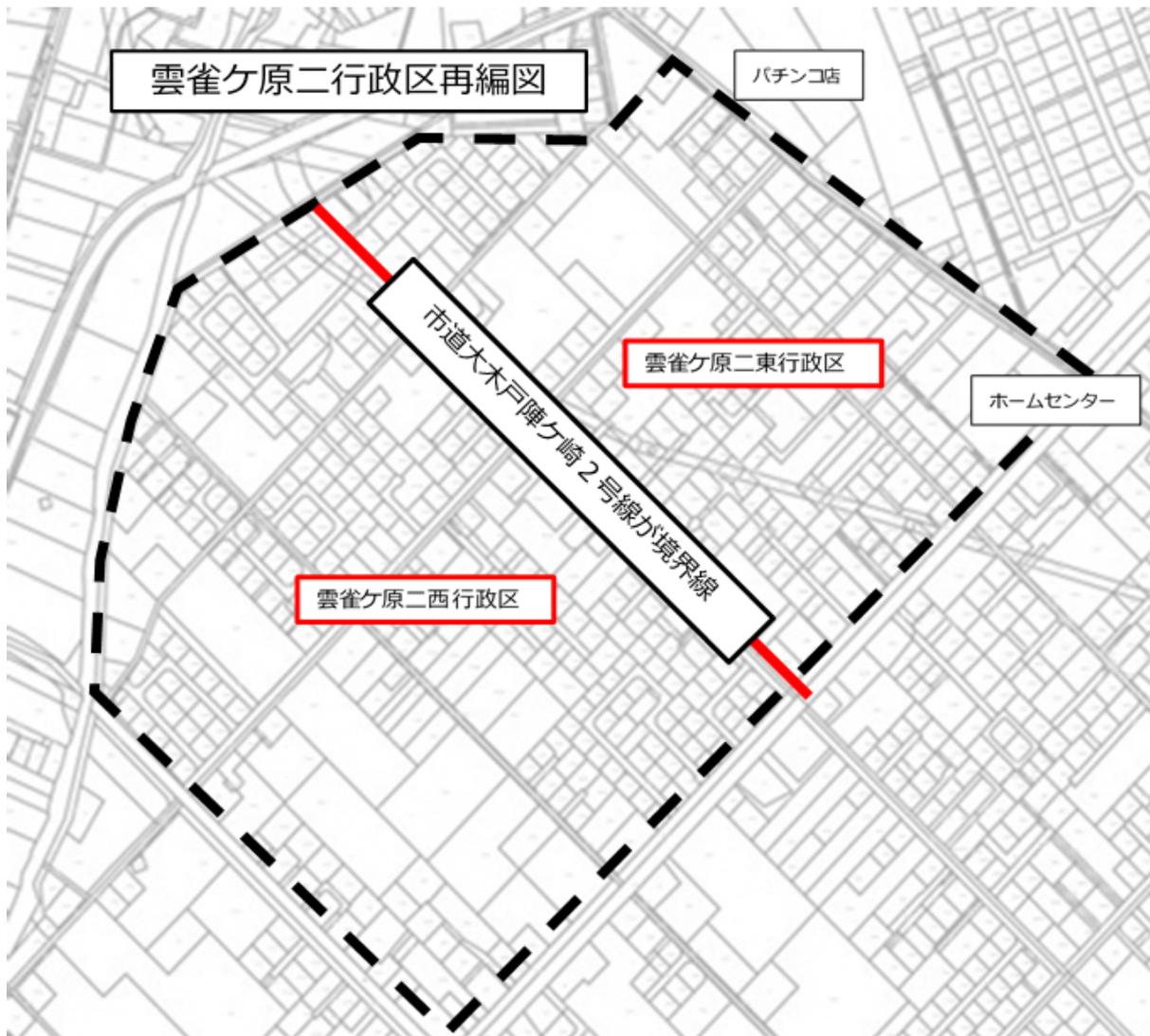
※分割後の世帯数

- 雲雀ヶ原二東 169世帯
- 雲雀ヶ原二西 230世帯

2 改正の概要

改正前		改正後	
行政区名	区域	行政区名	区域
雲雀ヶ原二	大木戸字松島及び南東方の一部	雲雀ヶ原二東	大木戸字松島の一部
		雲雀ヶ原二西	大木戸字南東方の一部

3 施行日 令和5年4月1日



議案第 109 号	南相馬市職員の給与に関する条例及び南相馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 110 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 111 号	議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 112 号	南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

令和 4 年福島県人事委員会勧告に準じて給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するもの。

【主な内容】

1 月例給（議案第 109 号、第 112 号関係）

（1）給料表（行政職給料表、医療職給料表 関係）

県人事委員会勧告による改定後の給料表（平均改定率 0.23% 引上げ）に準じて、若年層への配分に重点を置きながら引き上げるもの。

（2）実施時期

令和 4 年 4 月 1 日から適用

2 期末・勤勉手当の引上げ

（1）一般職員及び任期付職員

年間支給月数を 0.1 月分引上げ（4.25 月分 → 4.35 月分）

	6 月期	12 月期	合 計
4 年度 期末手当	1.175 月（支給済）	1.225 月（現行 1.175 月）	2.40 月（現行 2.35 月）
勤勉手当	0.95 月（支給済）	1.00 月（現行 0.95 月）	1.95 月（現行 1.90 月）
5 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月	2.40 月
以降 勤勉手当	0.975 月	0.975 月	1.95 月

※令和 5 年度以降は、均等になるように配分

(2) 再任用職員

年間支給月数を0.05月分引上げ(2.25月分 → 2.30月分)

	6月期	12月期	合計
4年度 期末手当	0.65月(支給済)	0.70月(現行0.65月)	1.35月(現行1.30月)
勤勉手当	0.475月(支給済)	0.475月(改定なし)	0.95月(改定なし)
5年度 期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
以降 勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月

※令和5年度以降は、均等になるように配分

(3) 市長、副市長、教育長、議会議員、特定任期付職員

年間支給月数を0.05月分引上げ(3.20月分 → 3.25月分)

	6月期	12月期	合計
4年度 期末手当	1.60月(支給済)	1.65月(現行1.60)	3.25月(現行3.20月)
5年度 期末手当 以降	1.625月	1.625月	3.25月

※令和5年度以降は、均等になるよう配分

3 通勤手当の上限額の引上げ

改正前	改正後
職員の通勤距離に応じ支給単位期間につき <u>3万5,000円を超えない範囲内</u> で市長が規則で定める額	職員の通勤距離に応じ支給単位期間につき <u>4万円を超えない範囲内</u> で市長が規則で定める額

※改正前 2,600円～34,900円 → 改正後 2,900円～38,800円

4 会計年度任用職員関係

給与条例を準用する会計年度任用職員については、県準拠とするため、適用時期等の規則委任を規定

5 施行日 公布の日

- ・月例給の改正 令和4年4月1日から適用
- ・令和4年度期末・勤勉手当の改正 令和4年12月1日から適用
- ・令和5年度以降の期末・勤勉手当の改正、通勤手当の改正 令和5年4月1日施行

議案第 113 号	南相馬市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------	----------------------------------

【趣旨】

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年の段階的引き上げを行うほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 地方公務員法の主な改正概要

- ① 定年の段階的引き上げ（国家公務員の定年（65歳）を基準とし、2年で1歳引き上げ。定年年齢は条例で定める）
- ② 管理監督職勤務上限年齢による降任等（いわゆる「役職定年」。特例措置あり）
- ③ 定年前再任用短時間勤務職員（現行の再任用制度は廃止。経過措置あり）
- ④ 情報提供・意思確認制度（60歳に達する職員に対し新制度の説明・意思確認を行う）など

2 改正の概要

(1) 職員の定年年齢の段階的引き上げ（医師を除く）[第3条・附則第2項]

現行	改正後	
60歳	65歳	
	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	61歳
	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62歳
	令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63歳
	令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）[第6条～第8条]

管理職手当が支給される管理監督職等の職員で、60歳に達しているものについて、60歳に達した日の翌日以降から最初の4月1日までの間（以下「異動期間」という。）に、管理監督職以外の職に降任等を行う。

管理職手当が支給される管理監督職に準ずる職として、「幼稚園長、保育園長及び認定こども園長」及び「技能長」を管理監督職勤務上限年齢制に加える。

(3) 管理監督職勤務上限年齢制の特例 [第9条]

次に掲げる場合には、特例として、当該職員の同意を得て、異動期間を延長することができる。

ア. 次に掲げる場合（いわゆる「勤務延長型特例任用」）、最大3年 [第1項・第2項]

- 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものである場合
- 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性がある場合
- 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合

イ. 次に掲げる場合（いわゆる「異動可能型特例任用」）、最大定年まで [第3項・第4項]

- 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない特別の事情がある管理監督職（特定管理監督職群）である場合

(4) 定年前再任用短時間勤務制 [第12条]

60歳に達した日以後に退職したものを、定年退職日相当日までの期間、短時間勤務の職に採用することができる。

（現行の再任用制度は廃止。ただし、定年年齢が65歳になるまで暫定再任用の経過措置）

(5) 定年による退職の特例 [第4条]

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものである場合など特別な事情がある場合、最大3年まで定年の延長が可能（改正前に同じ）。

ただし、管理監督職勤務上限年齢制の特例で定年時管理監督職である者については、勤務延長型特例任用職員に限り延長が可能。最大で異動期間から3年。

(6) 情報の提供及び勤務の意思の確認 [附則第3項]

年齢60歳に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、年齢60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等の情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努める。

(7) その他法律改正に伴う文言の整理

3 施行日 令和5年4月1日

（情報の提供及び勤務の意思の確認は、公布の日）

議案第 114 号	南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
------------------	--

【趣旨】

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴い、60歳以後の給料を定めるほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 60歳以後の給料

- ア. 60歳に達した日後における最初の4月1日以後、給料月額は受ける号給に100分の70を乗じて得た額とする。[附則第13項]
- イ. ただし、医師、任期付職員、非常勤職員を除く。また、勤務延長型特例任用職員についても除く。[附則第14項]
- ウ. 他の職への降任等をされた職員であつて、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、受ける号給に100分の70を乗じて得た額が、当該他の職への降任等をされた日の前日に受けていた給料月額の100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、その差額に相当する額を給料として支給する。[附則第15項]

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額 [第5条・第5条の2]

再任用職員の給料表を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を制定

(3) その他法律改正に伴う文言の整理

2 施行日 令和5年4月1日

議案第 115 号	南相馬市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定 について
-----------	---------------------------------------

【趣旨】

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴い、60歳以後の退職手当を定めるほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

- (1) 60歳以後定年前に自己都合等退職した者も定年退職者とみなして退職手当を支給する。[附則第12項・第13項]
- (2) 60歳以後に退職する者の退職手当の基本額は7割水準減額前を基本とする（いわゆるピーク時特例）。[附則第15項]
- (3) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例は勤続25年以上で、改正前定年から10年を減じた年齢の間（50～60歳）に退職した場合に限る。[附則第16項～第19項]
- (4) 勤続25年以上で、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職（定数の改廃、予算の減少、過員の場合等）または、公務上の傷病又は死亡により退職した場合に限り、改正前定年（60歳）後退職者にも定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（年齢に関係なく100分の2加算）適用。[附則第20号]
- (5) その他法律改正に伴う文言の整理

2 施行日 令和5年4月1日

（雇用保険法等の一部を改正する法律に関連する部分（第11条第4項、第11項、附則第11項、附則第3条）は、公布の日）

議案第 116 号 南相馬市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

【趣旨】

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴い、高齢を理由とした部分休業を取得できるようにするため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

- (1) 職員の定年年齢の引き上げに伴い、55歳を超える職員が高齢を理由に部分休業を取得できるようにする。[第2条第2項]
- (2) 取得できる休業は1週間の勤務時間の2分の1以下 [第2条第1項]
- (3) 休業の期間は無給 [第3条]
- (4) 退職手当の計算において、休業の期間の2分の1を除算 [第4条]
- (5) 当該条例の制定に伴い、「南相馬市立病院医師の高齢者部分休業に関する条例」は廃止 [附則第2項]

2 施行日 令和5年4月1日

【趣旨】

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う文言整理のほか、必要な改正等を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

- (1) 公益的法人等へ派遣することができない職員に、勤務延長型特例任用職員と異動可能型特例任用職員を追加 [第 1 条 (公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条)]
- (2) 減給処分を受けた職員の減給額が、現に受ける給料及び地域手当の合計額の 100 分の 10 を超えることとなった場合には、100 分の 10 を限度とする規定の追加 [第 2 条 (南相馬市職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例第 8 条)]
- (3) 育児休業を取得することができない職員に、勤務延長型特例任用職員と異動可能型特例任用職員を追加 [第 4 条 (職員の育児休業等に関する条例第 2 条)]
- (4) 南相馬市職員の再任用に関する条例の廃止 [第 10 条]
- (5) 法律改正に伴う文言の整理
主に再任用制度の廃止、定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴うもの。

2 関係条例

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (改正)
- 南相馬市職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例 (改正)
- 南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (改正)
- 南相馬市職員の育児休業等に関する条例 (改正)
- 南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例 (改正)
- 南相馬市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (改正)
- 南相馬市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例 (改正)
- 南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (改正)
- 南相馬市職員の再任用に関する条例 (廃止)

3 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

【趣旨】

福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員	第 2 条 ～ 第 4 条	<p>【看護体制強化支援手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 年 13 万 3,000 円の範囲内で市長が定める額 ・支給対象職員 令和 5 年 3 月 31 日時点において市立病院に勤務する看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」という。） （支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員は対象外。） <p>【ふるさと就職支援手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 勤務 1 月につき 7 万 1,300 円 ・支給対象職員 平成 25 年 4 月 1 日以降に新たに採用した看護職員であって、採用した月の前の月以前に市長が別に定める地域※に居住していたもの。 <p>※市長が別に定める地域 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、長崎県</p>

2 施行日等 公布の日（令和 4 年 4 月 1 日から適用）

3 失効日 令和 5 年 3 月 31 日

【趣旨】

令和 5 年度の津波被災区域における固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

令和 5 年度の津波被災区域における固定資産税については、海岸防災林、ほ場整備工事等の復旧が完了していない状況から、令和 4 年度に引き続き、全額免除又は使用可能となった場合は 2 年間 2 分の 1 減免を継続するもの。

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
津波により家屋が滅失し、又は損壊した区域及び土砂の流入等により従前の使用ができなくなった土地又は家屋（第 4 条第 1 7 項関係）	全額免除	全額免除
復旧し使用可能となった土地又は家屋（第 4 条第 1 8 項関係）	2 分の 1 減免	2 分の 1 減免

2 施行日 公布の日

《補正予算関係》

議案第 120 号 令和 4 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 121 号 令和 4 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 122 号 令和 4 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 123 号 令和 4 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 124 号 令和 4 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 125 号 令和 4 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 126 号 令和 4 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 127 号 令和 4 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第 128 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和元年第 4 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		農用地等災害復旧（大井南地区）工事
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町 4 8 番地 株式会社中里工務店
施工場所		南相馬市小高区大井地内
契約金額	変更前	3 5 6, 4 0 0, 0 0 0 円
	変更後	3 7 4, 6 6 7, 7 0 0 円
	増額する額	1 8, 2 6 7, 7 0 0 円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>水路復旧工の変更</p> <p>当初設計では既設側溝の撤去再設置を計上していたが、撤去後の既設側溝の側面や底面にひび割れや破損等の損傷があり再利用に耐えれない状況であるため、復旧方法を水路の取壊し新設に変更するもの。</p> <p>用水路復旧（取壊し新設） 【218.9m】→【528.9m】</p> <p>排水路復旧（取壊し新設） 【27.8m】→【239.9m】</p>
(2)	<p>地震被害箇所補修工の増工</p> <p>令和 4 年 3 月 1 6 日発生地震により、施工が完了していた水路等について、ズレやひび割れ等の損傷が生じたため、補修工を増工するもの。</p> <p>地震被害箇所補修工 【0箇所】→【18箇所】</p>

議案第 129 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和元年第 4 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		農用地等災害復旧（塚原西地区）工事
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町 4 8 番地 株式会社中里工務店
施工場所		南相馬市小高区塚原地内
契約金額	変更前	7 2 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
	変更後	8 0 5 , 3 5 6 , 2 0 0 円
	増額する額	7 9 , 3 5 6 , 2 0 0 円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>農地復旧工（盤上げ）盛土量の 変更増</p> <p>当初設計では現況田面高を 6 点の平均値により決定していたが、実施時において、測定点数を増やし 9 点～ 2 0 点の平均により確認したところ、平均で 4 . 8 c m 程度低いことが判明した。所定の高さまで盤上げを実施するにあたり、土量が不足するため、盛土量を変更するもの。</p> <p>農地復旧工（盤上げ）盛土量 【 6 6 , 8 2 0 . 4 m³】 → 【 7 6 , 1 5 8 . 6 m³】</p>
(2)	<p>水路復旧工の変更</p> <p>当初設計では既設側溝の撤去再設置を計上していたが、撤去後の既設側溝の側面や底面にひび割れや破損等の損傷があり再利用に耐えれない状況であるため、復旧方法を水路の取壊し新設に変更するもの。</p> <p>用水路復旧（取壊し新設） 【 4 0 0 . 3 m】 → 【 8 1 1 . 8 m】</p> <p>排水路復旧（取壊し新設） 【 1 5 3 . 4 m】 → 【 5 8 2 . 9 m】</p>
(3)	<p>地震被害箇所補修工の増工</p> <p>令和 4 年 3 月 1 6 日発生地震により、施工が完了していた水路等について、ズレやひび割れ等の損傷が生じたため、補修工を増工するもの。</p> <p>地震被害箇所補修工 【 0 箇所】 → 【 2 3 箇所】</p>

【施工場所位置図】



議案第 130 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和元年第 4 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		農用地等災害復旧（塚原中央地区）工事
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町 4 8 番地 株式会社中里工務店
施工場所		南相馬市小高区塚原地内
契約金額	変更前	951,500,000円
	変更後	1,026,864,300円
	増額する額	75,364,300円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>農地復旧工（盤上げ）盛土量の変更増</p> <p>当初設計では 6 点の平均値により現況田面高を決定していたが、実施時において、測定点数を増やし 9 点～ 20 点の平均により確認したところ、平均で 4.3cm 程度低いことが判明した。所定の高さまで盤上げを実施するにあたり、土量が不足するため、盛土量を変更するもの。</p> <p>農地復旧工（盤上げ）盛土量 【94,868.6m³】→【103,586.8m³】</p>
(2)	<p>水路復旧工の変更</p> <p>当初設計では既設側溝の撤去再設置を計上していたが、撤去後の既設側溝の側面や底面にひび割れや破損等の損傷があり再利用に耐えれない状況であるため、復旧方法を水路の取壊し新設に変更するもの。用水路復旧（取壊し新設） 【445.7m】→【486.0m】 排水路復旧（取壊し新設） 【394.6m】→【765.3m】</p>
(3)	<p>地震被害箇所補修工の増工</p> <p>令和 4 年 3 月 16 日発生地震により、施工が完了していた水路等について、ズレやひび割れ等の損傷が生じたため、補修工を増工するもの。</p> <p>地震被害箇所補修工 【0箇所】→【12箇所】</p>

【施工場所位置図】



議案第 131 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

令和元年第 4 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

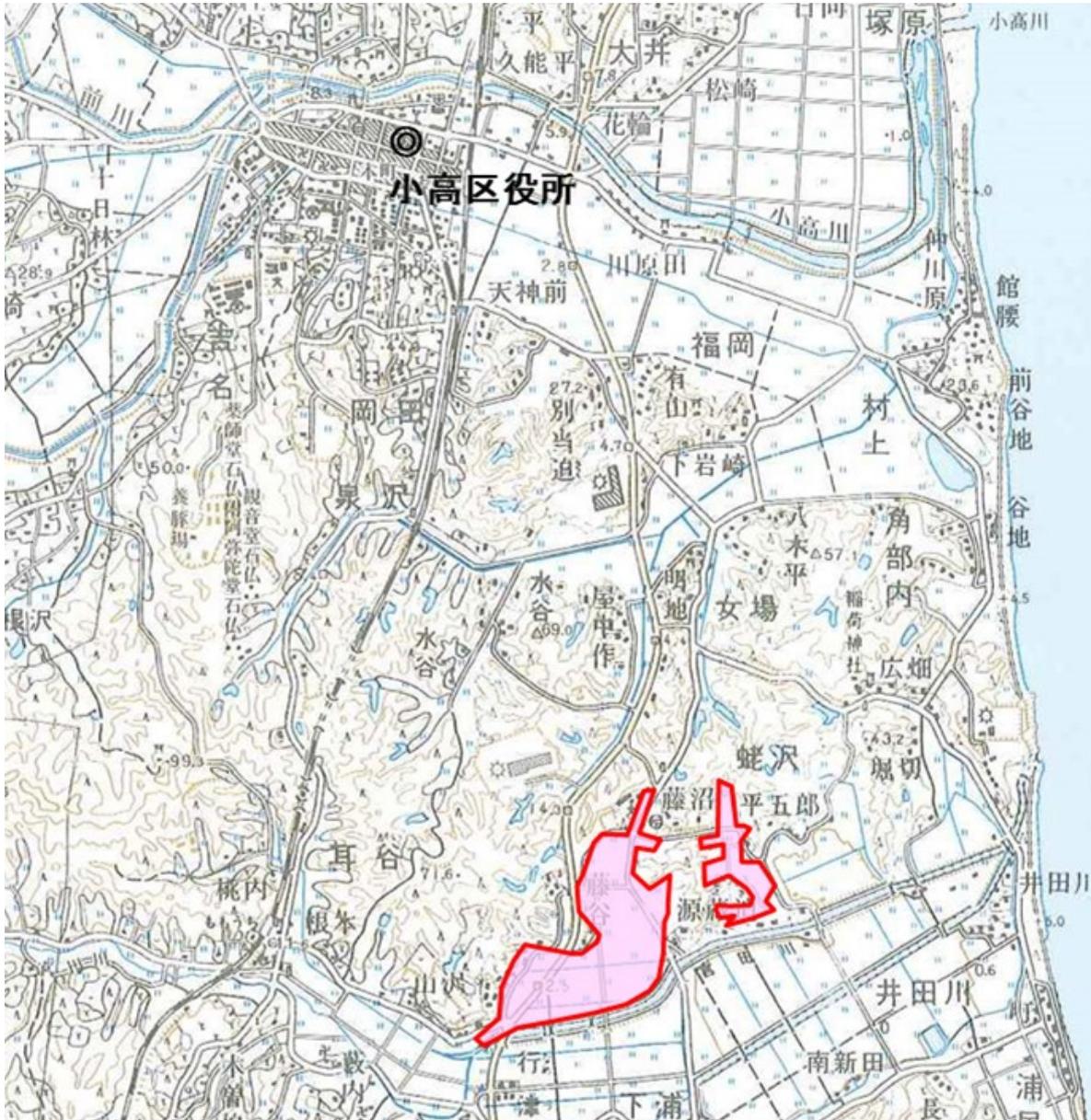
【主な内容】

契約の目的		農用地等災害復旧（桃内北地区）工事
契約の相手方		南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地 東北建設株式会社
施工場所		南相馬市小高区耳谷地内外
契約金額	変更前	4 0 0, 4 0 0, 0 0 0 円
	変更後	4 4 7, 5 0 4, 2 0 0 円
	増額する額	4 7, 1 0 4, 2 0 0 円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>農地復旧工（盤上げ）盛土量の変更増</p> <p>当初設計では 6 点の平均値により現況田面高を決定していたが、実施時において、測定点数を増やし 9 点～ 2 0 点の平均により確認したところ、5. 5～1 3. 6 c m 程度低いことが判明した。所定の高さまで盤上げを実施するにあたり、土量が不足するため、盛土量を変更するもの。 農地復旧工（盤上げ）盛土量 【8, 0 1 8. 4 m³】→【1 0, 1 7 0. 4 m³】</p>
(2)	<p>産業廃棄物処理の変更追加</p> <p>土工事において、本工事エリアの地中から津波由来のガレキ、廃プラ、廃木材が発見されたため、産業廃棄物としての処理費用を増額するもの。 産業廃棄物処理（ガレキ）【0 t】→【1 6 3. 4 t】 産業廃棄物処理（廃プラ）【0 m³】→【1 6. 0 m³】 産業廃棄物処理（廃木材）【0 m³】→【3 0. 0 m³】</p>
(3)	<p>地震被害箇所補修工の増工</p> <p>令和 4 年 3 月 1 6 日発生地震により、施工が完了していた水路等について、ズレやひび割れ等の損傷が生じたため、補修工を増工するもの。 地震被害箇所補修工 【0 箇所】→【9 0 箇所】</p>

【施工場所位置図】



議案第 132 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市大町地域商業施設
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区錦町二丁目 6 7 番地 名称 有限会社ニシノ 代表者の氏名 代表取締役 西野 茂樹
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市大町地域商業施設
- ②位置 南相馬市原町区大町二丁目 9 9 番地の 2

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 4 年 7 月 15 日（金）から 9 月 12 日（月）まで
- 現地説明会 令和 4 年 8 月 26 日（金）
- 募集要項に関する質問受付 令和 4 年 9 月 2 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 4 年 9 月 12 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 4 年 10 月 12 日（水）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 4 年 10 月 12 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「有限会社ニシノ」を指定管理者候補者として決定した。

「有限会社ニシノ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「類似施設の運営実績」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

(5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			有限会社ニシノ
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3.63
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.81
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	15	10.13
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	15	12.38
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	5	2.69
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	5	2.69
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	6.88
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	5.75
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	2.69
(4)―④	類似施設の運営実績	10	7.88
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	2.88
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	2.50
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	2.50
総 合 点		100	66.41

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

議案第 133 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	野馬追通り銘醸館
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本町二丁目 5 2 番地 名称 一般社団法人南相馬観光協会 代表者の氏名 代表理事 鈴木 清重
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 野馬追通り銘醸館
- ②位置 南相馬市原町区本町二丁目 5 2 番地

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 4 年 7 月 15 日（金）から 9 月 12 日（月）まで
- 現地説明会 令和 4 年 8 月 29 日（月）
- 募集要項に関する質問受付 令和 4 年 9 月 5 日（月）まで
- 申請書の提出期限 令和 4 年 9 月 12 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 4 年 10 月 12 日（水）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 4 年 10 月 12 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「一般社団法人南相馬観光協会」を指定管理者候補者として決定した。

「一般社団法人南相馬観光協会」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「サービスの向上を図るための具体的手法」、「施設の管理運営に係る経費の縮減」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

(5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			一般社団法人南相馬 観光協会
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3.25
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.06
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	13	7.96
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	12	7.80
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	10	6.13
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	5.00
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	5.75
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	5.38
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	2.88
(4)―④	類似施設の運営実績	5	3.25
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	2.88
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	2.69
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	2.69
総 合 点		100	58.72

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

議案第 134 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	小高区子どもの遊び場
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号 名称 株式会社フクシ・エンタープライズ 代表者の氏名 代表取締役 福士 朝尋
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 小高区子どもの遊び場
- ②位置 南相馬市小高区関場一丁目 1 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 4 年 7 月 15 日（金）から 9 月 12 日（月）まで
- 現地説明会 令和 4 年 8 月 23 日（火）
- 募集要項に関する質問受付 令和 4 年 9 月 2 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 4 年 9 月 12 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 4 年 10 月 12 日（水）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 4 年 10 月 12 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社フクシ・エンタープライズ」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社フクシ・エンタープライズ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「利用の増進及び施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの質の向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

(5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			株式会社フクシ・エンタープライズ
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針等に沿った管理運営の実現	8	6.10
(2)―①	利用の増進及び施設効用の最大化を図るための具体的手法	15	12.38
(2)―②	利用者に対するサービスの質の向上を図るための具体的手法	12	9.90
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	10	7.75
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	7.13
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	8.13
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	7.50
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	4.06
(4)―④	施設の運営実績	5	4.50
(5)―①	利用者間のコミュニケーション促進のための取組み	5	3.94
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	3.44
(7)―①	緊急時対応マニュアル等の整備	5	3.25
総 合 点		100	78.08

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a. 優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b. 満足である(十分な能力を有している)	0.8
c. 平均的である	0.5
d. 物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e. 劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

議案第 135 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬市健康づくりトレーニングセンター
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市鹿島区江垂字榎町 10 番地の 1 名称 合同会社 R.らいず 代表者の氏名 代表社員 塙 龍太郎
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市健康づくりトレーニングセンター
- ②位置 南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 24 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 4 年 7 月 15 日（金）から 9 月 12 日（月）まで
- 現地説明会 令和 4 年 8 月 29 日（月）
- 募集要項に関する質問受付 令和 4 年 9 月 2 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 4 年 9 月 12 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 4 年 10 月 12 日（水）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 4 年 10 月 12 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「合同会社 R.らいず」を指定管理者候補者として決定した。

「合同会社 R.らいず」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

(5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			合同会社R.らいず
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3. 29
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	2. 93
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	13	9. 66
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	12	9. 60
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	10	4. 57
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	5. 43
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	6. 14
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	5. 43
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	2. 50
(4)―④	類似施設の運営実績	5	3. 29
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	3. 29
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	2. 71
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	2. 93
総 合 点		100	61. 77

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a. 優秀である(高度な能力を有している)	1. 0
b. 満足である(十分な能力を有している)	0. 8
c. 平均的である	0. 5
d. 物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0. 2
e. 劣っている(任せることが不安である)	0. 0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

議案第 136 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

施設の名称	南相馬屋内市民プール
指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名	住所 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地 名称 株式会社東武 代表者の氏名 代表取締役 中島 照夫
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬屋内市民プール
- ②位置 南相馬市原町区小川町 5 5 3 番地の 1

(2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 4 年 7 月 1 5 日（金）から 9 月 1 2 日（月）まで
- 現地説明会 令和 4 年 8 月 2 4 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 4 年 9 月 2 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 4 年 9 月 1 2 日（月）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 4 年 1 0 月 1 2 日（水）

(3) 申請団体 1 団体

(4) 選定方法

令和 4 年 1 0 月 1 2 日（水）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、選定基準に基づき総合的に評価し、「株式会社東武」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「安定的な運営が可能となる人的能力」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

(5) 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点
			株式会社東武
(1)―①	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3.06
(1)―②	平等な利用を図るための具体的手法	5	3.06
(2)―①	施設効用の最大化を図るための具体的手法	13	9.26
(2)―②	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	12	9.00
(3)―①	施設の管理運営に係る経費の縮減	10	5.75
(3)―②	経費縮減に係る対策及び創意工夫	10	5.38
(4)―①	安定的な運営が可能となる人的能力	10	7.13
(4)―②	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10	6.75
(4)―③	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	3.50
(4)―④	類似施設の運営実績	5	3.75
(5)―①	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	3.00
(6)―①	個人情報の保護の措置	5	3.19
(7)―①	緊急時対応マニュアルの整備	5	3.00
総 合 点		100	65.83

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1.0
b.満足である(十分な能力を有している)	0.8
c.平均的である	0.5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0.2
e.劣っている(任せることが不安である)	0.0

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

議案第 137 号 一部和解について

【趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償を求めるあっせんの申立てについて一部和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 和解する相手方

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社

2 事件の概要

平成 2 3 年度から平成 2 8 年度までに発生した損害に係る賠償請求のうち、相手方が支払いに合意しない額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を求め、同センターから一部和解案の提示があったもの。

3 和解の内容

- (1) 別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばない。
- (2) 相手方は市に対し、損害賠償金 2 5, 7 4 4, 7 2 3 円を支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、市は相手方に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

別紙

損害項目		期間	金額
1	旧警戒区域見守りパトロール事業	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	4,795,267 円
2	自動車駐車場駐車料金（駅前）の減収分	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	5,074,507 円
3	中小企業支援のための仮施設の維持管理費用のうち、使用料及び賃借料	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	881,995 円
4	相馬野馬追事業補助費用	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	9,520,000 円
5	家畜一時飼養所の撤去費用	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	3,653,560 円
6	小高区の老人福祉施設用地の土地借上料	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	1,819,394 円
合計金額			25,744,723 円

【参考】

■ 東京電力ホールディングス㈱に対する損害賠償請求状況一覧 ■ R4.10.31現在

総括表 ※一般会計・特別会計(企業会計所管分を除く)

(単位:円)

(単位:円)

対象年度等	請求項目数	①最新請求額	②受領済額	③直接協議中	④東電賠償対象外	「④東電賠償対象外」の内訳	
						⑤ADRIに移行済	⑥ADR申立て検討
平成23年度分	130	1,479,103,039	367,708,375	80,434,441	1,030,960,223	1,030,960,223	0
平成24年度分	74	992,997,838	470,603,851	43,878,740	478,515,247	478,416,247	99,000
平成25年度分	62	544,729,947	90,046,228	16,873,104	437,810,615	433,986,913	3,823,702
平成26年度分	63	598,946,153	166,187,694	22,418,830	410,339,629	406,778,670	3,560,959
平成27年度分	48	536,442,749	23,388,034	15,952,921	497,101,794	254,528,417	242,573,377
平成28年度分	44	552,252,228	42,208,570	7,711,136	502,332,522	264,665,304	237,667,218
平成29年度分	33	530,202,315	8,883,650	17,075,363	504,243,302	0	504,243,302
公共財物	445	2,187,844,218	2,187,844,218	0	0	0	0
直接請求小計	899	7,422,518,487	3,356,870,620	204,344,535	3,861,303,332	2,869,335,774	991,967,558
ADR和解金			80,375,000(※1)				
合計			3,437,245,620				

(※1)①最新請求額に含まれない「弁護士報酬」を含む。

※記載事項の説明

記載事項	内容
対象年度等	請求項目の事業を実施した年度及び公共財物の請求区分
①最新請求額	東京電力へ請求した(請求している)最新の金額
②受領済額	東京電力との合意により、賠償金の支払いが完了している金額
③直接協議中	協議の余地があり、東京電力と直接協議を継続している金額
④東電賠償対象外	直接協議で東京電力との合意に至らず、賠償対象外として整理された金額
⑤ADRIに移行済	④東電賠償対象外のうち、ADRIに申立てを行った(行っている)金額
⑥ADR申立て検討	④東電賠償対象外のうち、ADRIに申立てを検討している金額

■ 今回、一部和解を提案している和解仲介手続き(ADR)の申立て額 ■ R4.10.31現在

平成23年度から平成28年度までの追加費用等

(焼却灰等の検査及び一時保管対策に要した費用ほか全58項目)

対象年度	請求額(単位:円)
平成23年度分	3,911,530
平成24年度分	4,286,660
平成25年度分	149,582,936
平成26年度分	120,072,867
平成27年度分	254,528,477
平成28年度分	258,692,640
合計	791,075,110
弁護士報酬(3%)	23,732,254
申立て額合計	814,807,364

議案第 138 号 字の区域の変更について

【趣旨】

原町区深野北地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第 179 条の規定に基づき、土地改良法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

2 今後の事務手続

令和 4 年 12 月 議決後に変更処分公告、県知事・関係機関へ通知（市）

令和 5 年 2 月 換地処分公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの

復興基盤総合整備事業（深野北地区）の概要

受益面積	31.4ha
総事業費	965,000千円
負担割合	国 747,874、県 132,688、市 84,438、地元 0（単位：千円）
工事内容	区画整理工 整地工 31.4ha 道路工 3,300m 用水路工 4,100m 排水路工 6,100m
事業年度	平成 27 年度～令和 4 年度

報告第 14 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 8 号 損害賠償の額の決定について 令和 4 年 10 月 4 日専決】

1 損害を賠償する相手方

南相馬市在住 個人

2 損害賠償の額

500,000 円

うち保険等により補てんされる額 500,000 円
市が自ら負担する額 0 円

3 損害賠償の理由

令和元年 8 月 23 日（金）午前 8 時 20 分頃、南相馬市立総合病院職員が相手方を沐浴させる際、湯温確認を怠り、相手方の背部及び下半身全般に熱傷を負わせたものである。

本件の治療は終了しており、本件と相当因果関係があるもので、合意書作成当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合、その損害について別途協議するとして相手方と合意したことから、相手方に対し慰謝料などを賠償する。

損害賠償の額は上記のとおりとする。

【専決第 9 号 工事請負変更契約の締結について 令和 4 年 10 月 28 日専決】

1 専決処分の理由

令和 2 年第 8 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和 4 年 10 月 28 日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契約の目的		ため池改修（鳥木迫ため池外）工事
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町 48 番地 株式会社中里工務店
施工場所		南相馬市小高区行津字鳥木迫地内外
契約金額	変更前	649,000,000 円
	変更後	641,657,500 円
	減額する額	7,342,500 円

○主な変更内容

内 容	
(1)	<p>交通誘導員の配置人数の変更減</p> <p>当初設計においては、積算基準に基づき工事の日当たり施工量により算出した人数を計上していたが、実施工程及び仮設計画に基づき請負者から協議のあった配置計画により交通誘導員の配置人数を変更減するもの。</p> <p>交通誘導員の配置人数 【2, 624人】→【1, 810人】</p>

【施工場所位置図】

